

第 6 5 号 議 案

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提 案 理 由)

この案は、幼稚園教育職員の給料月額を改定する等のため提出
します。

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成
12年3月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の95」を「100分の110」
に、「100分の115」を「100分の130」に改め、同条
第3項中「100分の95」を「100分の110」に、「10
0分の45」を「100分の55」に、「100分の115」を
「100分の130」に、「100分の55」を「100分の6
5」に改める。

別表第1を次のように改める。

第2条 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の50」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第30条第2項及び第3項の改正規定並びに次項及び付則第5項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日

2 第1条の規定(第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。)による改正後の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、東京都台東区教育委員会は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところ

るにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間において、第 1 条の規定による改正後の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委 任)

5 付則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。